

海上自衛隊達第17号

外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（平成10年防衛庁訓令第35号）第10条の規定に基づき、海上自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達を次のように定める。

平成12年3月31日

海上幕僚長 海将 藤田 幸生

海上自衛隊における外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する達

（趣旨）

第1条 この達は、外国人の教育訓練の履修を支援するための給付金の支給に関する訓令（以下「訓令」という。）に基づく給付金の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（教育訓練履修給付金支給調書等の作成）

第2条 海上自衛隊幹部学校長及び海上自衛隊幹部候補生学校長（以下「実施機関の長」という。）は、給付金を支給する場合にあっては教育訓練履修給付金調書（別記様式第1）を、給付金を返納させる場合にあっては教育訓練履修給付金返納調書（別記様式第2）をそれぞれ作成するものとする。

（支給の打切りに関する報告）

第3条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第8条第2項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を打ち切る予定日
- (3) 支給を打ち切る理由

（支給の停止に関する報告）

第4条 実施機関の長は、支給留学生について訓令第9条第1項各号の規定のいずれかに該当すると認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を停止する予定日
- (3) 支給を停止する理由

2 実施機関の長は、訓令第9条第1項の規定により給付金の支給を停止された留学生について停止の事由が消滅したと認められる場合には、次の各号に掲げる事項を速やかに海上幕僚長に報告するものとする。

- (1) 支給留学生の国籍、階級、氏名及び課程名
- (2) 支給を再開する予定日

(委任規定)

第5条 この達に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、実施機関の長が定めることができる。

附 則

この達は、平成12年4月1日から施行する。

別記様式第1（第2条関係）

教育訓練履修給付金支給調書									
番号	履修課程	国籍	階級	氏名	受領印	支給額	支払期間	支払年月日	摘要
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
上記の教育訓練履修給付金の額は正しいことを証明します。 平成 年 月 日  （実施機関の長） 官 職 階 級 氏 名							（資金前渡官吏） 官 職 階 級 氏 名		

備考：既支給額を変更する場合は、支給額欄の上段に既支給額を、下段に変更額を記入する。

別記様式第2（第2条関係）

教育訓練履修給付金返納調書								
番号	履修課程	国籍	階級	氏名	返納額	返納期間	返納年月日	摘要
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
上記の教育訓練履修給付金の返納額は正しいことを証明します。 平成 年 月 日  （実施機関の長） 官 職 階 級 氏 名						（資金前渡官吏） 官 職 階 級 氏 名		